

後期高齢者医療制度

10月1日~

一定以上の所得のある方は、
窓口負担割合が1割から
2割に変わります

窓口負担割合の見直しに関する問合せ
後期高齢者窓口負担割合コールセンター
☎ 0120 (002) 719
日曜日・休日を除く9時~18時

現行

| 区分 | 窓口負担割合 |
|---------|--------|
| 現役並み所得者 | 3割 |
| 一般所得者等 | 1割 |

10月1日~

| 区分 | 窓口負担割合 |
|-------------|--------|
| 現役並み所得者 | 3割 |
| 一定以上の所得のある方 | 2割 |
| 一般所得者等 | 1割 |

窓口負担割合見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。

後期高齢者医療費のうち、窓口負担を除いた約4割は現役世代の負担となっており、今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑えて、全世代対応型の社会保障制度を構築していくものとなります。

窓口負担割合の所得判定の考え方

75歳以上の方の課税所得や年金収入をもとに世帯単位で判定します。

